

積立定期預金規定（積立型）

1. （預入の期限等）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入ができます。
- (2) この預金の預け入れは1回1円以上とします。預入のときは必ずこの通帳を持参してください。
ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。なお、小切手その他の証券類を預入れするため交換所での交換を要する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

2. （預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年の場合に、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。
利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてはその預入日（すでに預け入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を、定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条第4項により解約する場合の利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組み入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	上記（1）の適用利率×50%
③ 1年以上3年未満	上記（1）の適用利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. （預金の解約）

この預金を解約するときは、定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第4条各項により取扱います。

以 上
(2026年10月1日現在)